令和８年９月29日

第４回総会議事録

長岡市農業委員会

第４回総会議事録

１　日　時　　令和８年９月29日（火曜日）　午後２時00分
２　場　所　　アオーレ長岡東棟４階　大会議室
３　議事日程及び本日の会議に付した事項
　　日程第　１　議事録署名委員の選任について
　　日程第　２　議案第11号　　農地法第３条の許可申請について
　　議案第12号　　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
　　議案第13号　　農地法第４条の許可申請について
　　議案第14号　　農地法第５条の許可申請について
　　議案第15号　　農用地利用集積等促進計画案について
　　議案第16号　　長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
　　日程第　３　報告第３号　　農地法の届出通知等について
４　出席委員　（21名）別紙のとおり
５　欠席委員　（３名）別紙のとおり
６　職務のため出席した事務局職員
　　事務局長　五十嵐　幸子、事務局次長　井上　靖司、農地係長　鷲尾　圭太、
　　振興農政係長　中村　久夫、主査　平澤　秀康、主事　吉澤　あゆみ

開　会（午後２時00分）

五十嵐事務局長　これより農業委員会総会を開催いたします。
　長岡市農業委員会会議規則第４条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　　（挨拶）
　これより第４回総会を開催いたします。
　日程に基づき会議を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。
　なお、会議中に発言される場合は、長岡市農業委員会会議規則第８条の規定により、議長の許可を受け、議席番号と氏名を告げてから発言いただくようにお願いします。
　総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長　欠席届が議席番号７番、中野明美委員、12番、渡邉義浩委員、24番、坂詰隆委員から提出されております。出席委員は24名中21名であり、長岡市農業委員会会議規則第６条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第　１　　議事録署名委員の選任について

議長　　日程第１、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号８番、髙橋友行委員、９番、佐藤佑美委員を指名いたします。

日程第　２　　議案第11号　　農地法第３条の許可申請について

議長　　日程第２、議案第11号　農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。

本議案の９番は金子勝吉委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長　　農地等の売買や賃借権の設定等を行うために必要となる農地法第３条の許可申請についてご説明申し上げます。

議案書の３から４ページをご覧ください。

今月の３条許可申請は９件でございます。

１番から６番は売買による所有権移転、７番から９番は贈与による所有権移転であります。

なお、６番の譲受人の住所についてですが、現在は東京都になっておりますが、近日中に長岡市内へ転入されるご予定とのことで、今後拠点となる所在地は長岡市内となります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

地域の農家の集団化や農作業の効率化等に支障が生じるおそれがないこと、全ての農地を効率的に耕作すると認められること、必要な農作業に常時従事すると認められること等を規定している農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第11号　農地法第３条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長　　異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第12号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長　　議案第12号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
鷲尾係長　　ご説明申し上げます。
議案書の６ページをご覧ください。
今月の事業計画変更承認申請は､長岡地域３件の計３件でございます。
１番から３番の片田町及び十日町の田については同一案件ですので、まとめて説明いたします。
１番については、砂利採取用の運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和９年10月17日まで期間を延長するものであります。
２番については、砂利採取用の運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和９年10月17日まで期間を延長するものであります。
３番については、砂利採取用の排水路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和９年10月17日まで期間を延長するものであります。
以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長　　それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第12号　農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第13号　農地法第４条の許可申請について

議長　　議案第13号　農地法第４条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長　　農地の所有者が自ら農地を農地以外のものにするために必要となる農地法第４条の許可申請についてご説明申し上げます。

なお、都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

議案書の８ページをご覧ください。

今月の４条許可申請は、和島地域１件、越路地域１件、栃尾地域１件の計３件でございます。

なお、申請のありました４条、５条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において９月18日までに現地確認を実施しております。

１番、小島谷の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小島谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

２番、岩野の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。土地改良事業が行われた区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

３番、栃尾旭町の畑について、庭敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められていることから、第３

種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第13号　農地法第４条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第14号　農地法第５条の許可申請について

議長　議案第14号　農地法第５条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長　農地等の所有者以外の者がその所有者から権利を取得して農地を農地以外のものにするために必要となる農地法第５条の許可申請についてご説明申し上げます。

なお、農地法第４条と同様に都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の５条許可申請は、川口地域１件、長岡地域２件、越路地域１件の計４件でございます。

１番、西川口の田について、駐車場用地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、許可日から令和８年11月15日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第１種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の２分の１を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

２番、深沢町の田について、農業用倉庫建築敷地として利用するため

に、売買による所有権移転をするものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、深沢町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第２種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

３番、飯塚の田について、駐車場及び資材置場用地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、許可日から令和９年６月30日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に岩塚保育園と岩塚診療所があり、かつ、沿道に上下水道が埋設されていることから、第３種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

４番、深沢町の田について、砂利採取用地として利用するために、賃借権の設定をするものです。工期は、令和８年10月18日から令和10年７月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第14号　農地法第５条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第15号　農用地利用集積等促進計画案について

議長　　議案第15号　農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長　　ご説明申し上げます。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積、集約化を進めるため、農地の所有権移転、中間管理権、使用貸借権及び賃借権の設定を行うもので、その計画案についてご審議いただくものです。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは４件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは24件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が12件、使用貸借権設定が12件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは14件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が８件、使用貸借権設定が６件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の15ページから20ページにて確認をお願いします。

以上、計42件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第15号　農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第16号　　長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長　　議案第16号　長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題といたします。

佐藤農政対策副委員長から説明をお願いします。

佐藤佑美委員　農政対策副委員長の佐藤です。

それでは、議案第16号　長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について説明させていただきます。議案書は28ページから29ページとなります。

この意見書は、私たちが行う農地等の最適化活動を通して、農地の維持、発展のために必要であると感じていることを市の施策に反映していただくために、市や議会に対して支援策や事業の見直しを提言するものです。提言が施策に反映されていない場合には、翌年も継続して意見書に盛り込むこととし、毎年新しく出てきた意見を継ぎ足しながら提言してきたことによって、昨年度までの意見書は意見、要望の要点が分かりづらくなっていたため、今回の意見書は政策課題ごとの項目立てを明確にすることで、意見、要望の要点を分かりやすく示すことができるようにしたものです。

なお、意見書案は前期の農業委員、推進委員の皆様からいただいた意見を参考にしており、内容については８月に開催した運営委員会で了承を得ています。

意見書の具体的な内容については、１の持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化についてでは、主に昨今の生産資材の高騰、不安定な米価や異常気象への対応について引き続き求めていくものです。

２の担い手への農地の集積及び集約化についてでは、基盤整備事業の要件緩和や地域計画の継続的な見直しの推進について主に述べています。

最後に、３の遊休農地の発生防止及び解消についてでは、中山間地の主な担い手である小規模、兼業農家への支援強化と多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に取り組む地域の事務負担軽減、また荒廃農地への対応として農振地域の見直しの適切な推進について引き続き求めていくものです。

簡単ではありますが､以上で意見書の内容説明とさせていただきます。

なお、意見書について審議、決定をしていただきましたら、諸橋会長

をはじめ、運営委員等で市長及び市議会議長へ本意見書を提出してまいりたいと考えています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　　それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長　　質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第16号　長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

日程第　３　　報告第３号　　農地法の届出通知等について

議長　　日程第３、報告第３号　農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

鷲尾係長　　農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

４条の届出について２件を31ページに、５条の届出について12件を32から34ページに、農地法の適用を受けない事実確認について５件を35ページに、18条合意解約について６件を36から37ページに、利用権の解約について11件を38から39ページに、中間管理権の解約について20件を40から43ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長　　報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第４回総会を閉会いたします。

閉　会（午後２時23分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、ここに署名します。

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙　出席状況　（総　会　議　席　表）

（令和８年９月29日現在）

議　席	出　欠	氏　　名	議　席	出　欠	氏　　名
1	出	長谷川　惣　市	13	出	岩　本　一　男
2	出	馬　場　義　昭	14	出	駒　野　亜由美
3	出	若　井　泰　志	15	出	田　中　篤　史
4	出	樋　口　広　大	16	出	千　野　俊　輔
5	出	佐　藤　ますみ	17	出	長谷川　寿　敏
6	出	小　林　高　士	18	出	外　山　英　子
7	欠	中　野　明　美	19	出	安　達　隆　幸
8	出	髙　橋　友　行	20	出	金　子　勝　吉
9	出	佐　藤　佑　美	21	出	佐　藤　辰　也
10	出	諸　橋　昇　一	22	出	多　田　好　一
11	出	伊　丹　なつい	23	出	髙　橋　芳　昭
12	欠	渡　邉　義　浩	24	欠	坂　詰　　隆

出席委員	人	２４　人	議事録署名委員
欠席委員	人	３　人	髙　橋　友　行　　委員
	計	２１　人	佐　藤　佑　美　　委員